三　法第百六条第一項第二号の二又は第二百七十一条の二十二第一項第二号の二に規定する少額短期保険業者

四　法第百六条第一項第八号又は第二百七十一条の二十二第一項第八号に規定する保険業を行う外国の会社

五　法第百六条第一項第十二号イ又は第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する従属業務を専ら営む会社のうち、前各号に掲げる会社のためにその業務を営んでいるもの

六　法第百六条第一項第十七号又は第二百七十一条の二十二第一項第十六号に規定するものであって、保険持株会社及び少額短期保険持株会社である会社

七　法第百六条第一項第十八号又は第二百七十一条の二十二第一項第十七号に規定するものであって、保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社

八　法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうち、前各号に類する会社

3　第一項の非保険事業には、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等であって、前項に掲げる会社以外のものを分類するものとする。

（連結貸借対照表からの調整）

第八条　報告保険会社等は、次の各号に規定する方法に基づき、連結貸借対照表における取扱いによらず、調整を行うものとする。

一　前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャー（共同支配の当事者が、その取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものは、比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している保険会社等に帰属する部分を認識する方法をいう。第三号及び第百七十三条第一号において同じ。）を適用し、連結の範囲に含めるものとする。なお、当該方法を適用することが実務上困難な場合には、持分法を適用するものとする。

二　前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャーとして支配されているとされたものは、持分法を適用するものとする。

三　前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペレーション（共同支配の当事者が、その取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものであって、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識される会社は、比例連結の方法を適用し、連結の範囲に含めるものとする。

四　前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペレーションとして支配されているとされたものであって、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識されるものは、持分法を適用するものとする。

第三章　経済価値ベースの評価

第一節　総則

（経済価値ベースのバランスシート）

第九条　経済価値ベースのバランスシートの資産の部、負債の部及び純資産の部は、それぞれ貸借対照表等における資産の部、負債の部及び純資産の部を基礎として、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより組替えを行うものとする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては組替えを行わないものとする。

一　投資信託等　第三条の規定に基づき、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に計上する。

二　第三節に規定する再保険回収額　資産の部に計上する。

三　保険約款貸付　資産の部に計上する。

四　借地権　資産の部の土地に計上する。

五　規制上の準備金　純資産の部に計上する。

六　自動車損害賠償責任保険契約（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をいう。次条及び第八十二条において同じ。）に係る責任準備金及び支払備金　その他の準備金に計上する。

七　次条に規定する評価替えを行うことに伴い、組替えを行うことが適切なもの　適切な項目に計上する。

（経済価値評価の方法）

第十条　経済価値評価の額は、次の各号に定めるところにより評価替えを行った額とし、次の各号に定めるもの以外のものは貸借対照表等計上額とする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては、評価替えを行わないものとする。

一　責任準備金、支払備金及び契約者配当準備金（相互会社にあっては社員配当準備金をいう。第百五十六条第三号ロにおいて同じ。）は、次に掲げるものを除き、次節第一款に定めるところにより計算した経済価値ベースの保険負債の額及び第三節に定めるところにより計算した再保険回収額に評価替えを行う。

イ　自動車損害賠償責任保険契約に係るもの

ロ　地震保険契約（地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう。第八十二条において同じ。）に係るもの